滋賀県		長浜市　近江八幡市　守山市　栗東市　野洲市　東近江市
	蒲生郡	竜王町
	犬上郡	豊郷町　甲良町
福岡県		柳川市　筑後市　小郡市　朝倉市
	遠賀郡	遠賀町
	鞍手郡	鞍手町
	朝倉郡	筑前町
	三潴郡	大木町
	築上郡	上毛町
佐賀県		佐賀市　鳥栖市　武雄市
	神埼郡	吉野ヶ里町
	杵島郡	大町町　江北町　白石町
		八代市
熊本県	上益城郡	嘉島町
	球磨郡	あさぎり町
大分県		宇佐市
宮崎県		西都市
	児湯郡	新富町　都農町
鹿児島県	大島郡	天城町　和泊町
沖縄県	島尻郡	南大東村　北大東村

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第百四号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり指定完成検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

令和七年六月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

名称	住所	完成検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
大陽日酸エンジニアリング株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号みなとみらいグランドセントラルタワー	本社　神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号みなとみらいグランドセントラルタワー	一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第三十二条第三項において準用する同令第三十一条に規	全都道府県	令和七年四月四日

東北支店	宮城県仙台市七丁目四番十六号				
北関東支店	栃木県小山市大字横倉新田四百七十番地二十七				
関東支店	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号みなとみらいグランドセントラルタワー				
中部支店	愛知県名古屋市緑区大根山二丁目百四番地				
関西支店	大阪府堺市区大浜西町四				
中四国支店	広島県広島市中区鶴見町三番一号				
九州支店	福岡県北九州市小倉北区東港二丁目三番一号				

定する製造施設（顧客に自ら圧縮水素を充塡するに係る圧縮水素スタンド施設を除く。）又は第一種貯蔵所の完成検査を行う者としての指定

○経済産業省告示第百五号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

令和七年六月三十日

経済産業大臣　武藤　容治